

第13回・第14回 第三者検証委員会 開催

第13回第三者検証委員会を令和3年12月13日に、第14回を令和4年1月18日に開催しました。この2回の委員会では、報告書の構成と内容について協議しました。これまで委員間と事務局で分担してまとめていたものを統合し、必要と思われる加除修正に関する意見交換がなされました。こうしてまとめた報告書の素案と事件に関する裁判記録との整合性等を確認したうえで次回の委員会では、最終段階の報告書（案）と委員会からの提言を確認できるよう作業をすすめることとしました。

次回第15回委員会は、3月3日（木）に開催します。

また、報告書と提言とこれらに関する法人としての対応に関しては、改めて報告と説明の機会を設けるべく準備をすすめます。この報告と説明の機会の設定と期日に関しては、改めてホームページ等にて告知します。

第11回・第12回 第三者検証委員会 開催

10月19日に第11回、11月10日に第12回検証委員会を開催しました。

前回第10回までに引き続き役職員のヒアリングのうち幹部職員からの聴き取りを行いました。続けてこれまでのヒアリングから報告書に取り上げるべき課題を各委員間で整理していただきました。後半では報告書の内容に関して、全体の構成とあわせて各委員と事務局での分担等の調整を協議しました。また、9月30日に判決が言い渡された裁判の記録の謄写を求めたうえで、事件の経過などを改めて確認をすることとしました。これにより、当初は年内を想定した報告書の公表時期が、年明けの1月以降2月頃に伸びることをやむなしとしました。

次回13回委員会の開催は、12月13日を予定しています。

第10回 第三者検証委員会 開催

9月29日（水）に第10回検証委員会を開催しました。前半に役職員のヒアリングのうち残されていた幹部職員からの聴き取りを行いました。質疑に留まらず事業所における事故や利用者の健康上の問題を法人内で情報の伝達と共有するうえで、何らかの改善が望ましい点には委員から問題の指摘だけでなく提案と助言もいただきました。

委員会の後半では報告書の内容に関して、まとめ方や詳細の取り上げ方について意見交換がなされました。

次回の委員会は、10月19日を予定しています。

第9回 第三者検証委員会 開催

9月8日（水）開催の第9回検証委員会では、前半に第三者委員間だけによる職員からヒアリングした内容に関する協議を行いました。

後半から事務局も加わり、第7回公判での論告弁論について傍聴人からの報告がありました。公判では検察側から懲役3年の求刑がなされ、次回期日の9月30日（木）に判決が言い渡される予定となりました。

検証委員会の議事としては、報告書の作成に関してその構成について分担して進める部分についてのまとめ方等の意見交換がなされました。また、役職員のヒアリングは最後に管理職からの聴き取りを行うことになりました。

次回の委員会は、9月29日を予定しています。

第8回 第三者検証委員会 開催

8月17日（火）に、第8回検証委員会を開催しました。

はじめに第6回公判について傍聴人からの報告があり、この期日をもって証拠調べを終えて次回公判9月7日（火）にて論告弁論となり、判決期日が9月30日（木）となる予定が伝えられました。

今回も議事として、報告書の作成に関する今後のスケジュールを確認し、本年末頃までに取りまとめができるようその構成について委員間と事務局でどのように分担して進めるのか等の意見交換がなされました。このうち職員からのヒアリング内容の取扱いについては、事務局が同席をしない第三者委員間での協議を引き続き行うこととされました。

次回の委員会は、9月8日を予定しています。

第7回 第三者検証委員会 開催

7月27日（火）に、第7回検証委員会を開催しました。

はじめに第5回公判における被害に遭われた元入所者のご親族による意見陳述（代理人の読み上げ）について傍聴人からの報告がありました。ご親族の悲痛なお気持ちを職員間で共有し真摯に受けとめるために、その内容を社内報に掲載したこともお伝えしました。次回公判は8月10日（火）の予定となりました。

今回の議事として、アンケート結果のまとめ方と報告書への反映方法について、職員からのヒアリング内容の取扱いについて、報告書の作成について、今後のスケジュールについて意見交換がなされました。次回委員会までに事務局が同席をしない第三者委員間での協議にて、これらの案件について詳細を検討することになりました。

次回の委員会は、8月17日の予定です。

第6回 第三者検証委員会 開催

7月1日（木）に、第6回検証委員会を開催しました。

前回の委員会開催からの間に開かれた第4回公判を傍聴した委員から報告がありました。公判では、追加する証拠の確認の後、証人尋問と被告人質問が行われ、これらの概要について報告がなされました。第5回公判は7月6日となりました。

続いて職員向けアンケートの回収状況に関する中間報告があり、報告書への反映の仕方について意見交換がなされました。今後行う職員向けヒアリングについて方法と聴き取り内容に関することと日程調整の進め方を協議し方針を確認しました。

次回の開催は7月27日を予定しています。

第5回 第三者検証委員会 開催

5月27日、第5回検証委員会を開催しました。

はじめに前回の委員会の後5月11日に行われた第3回公判について報告がありました。公判では起訴済みの2件について審理が行われ、証拠として採用された調書の確認等がありました。また、次回期日は6月14日に弁護側立証が行われる予定となりました。

続いて職員向けアンケートの内容と回収・集計の仕方を確認し、次回の検証委員会にてその結果を検討することになりました。ヒアリングについても聴き取りの項目と対象範囲について協議いただきました。報告書の内容については項目ごとの整理の仕方とまとめ方、原案作成の分担や進め方について意見交換を行いました。

今回も予定した2時間を超えて熱心な議論が交わされ、次回を7月1日に開催することを決めて閉会しました。

第4回 第三者検証委員会開催

4月21日、第4回検証委員会を開催しました。

冒頭で4月から新年度となり、各事業所での虐待防止委員会の設置と各委員会活動の連携強化のために虐待防止推進会議を法人内で開始したことと、アンガーマネジメント研修の開始状況等の新たな取り組みについて説明しました。

また、最近の事業所における不適切な対応と苦情についても報告をしました。
前回の検証委員会の後に開かれた第2回目の公判の様子と3度目の逮捕容疑については処分保留となっていることが伝達されました。

今回の検証委員会では法人側から資料として提出した職員研修の実施状況、職場環境、虐待あるいはその疑いのあったときの対応について説明し、ご意見をいただきました。特に権利擁護、虐待防止、法人としての基本理念の伝え方や研修の在り方について熱心な議論がありました。

次に報告書のまとめ方とその内容を協議し、そのなかでも職員への聴き取りとアンケートのすすめ方について検討し概略を確認しました。アンケートの実施に向け次回委員会までにも準備を進めることになりました。

次回の第5回検証委員会は5月27日に開催予定です。

第3回第三者検証委員会開催

3月12日、第3回検証委員会を開催しました。

初公判や3度目の逮捕がありましたので、その確認の後、これまで多くの資料をお渡ししていますので、その資料に基づいてご議論いただきました。

なないろの家の利用者や職員・管理者の変遷や、愛光園の会議・委員会の状況、虐待通報の仕組等についてです。

今後の進め方ですが、限られた時間で効果的に議論を進めるため、報告書の作成も意識して、法人のガバナンスについて、法人側として自分たちにどのような課題があったのか考えてきて報告し、それについて委員の皆様からご意見を賜ることになりました。次回は4月21日です。

第2回第三者検証委員会開催

2月15日、第2回検証委員会を開催しました。今回はどのように議論を進めるのかということが中心でした。それが決まらないと検証スケジュールが見通せないし、検証の軸がぶれてしまいます。最初にしっかり検討しようということになりました。

法人の体制として理事会・経営会議・運営会議や経営小員会、事業所の会議等がどのような役割をもっているのかという視点と、個別の事例についてどのような事実があってそれをどう判断してどう対応したのかという視点で、どちらも大切です。方法論をめぐって各委員から建設的なご提案をいただきました。たくさん宿題もいただきました。ありがとうございます。

次回は3月12日です。

第三者検証委員会開催

本日 1 月 27 日、事件の再発防止に向け第 1 回の第三者検証委員会を開催しました。

第 1 回なので、委員の紹介、検証委員会の目的、正副委員長を選任、今後の進め方、なないろの家の現地確認等を行っていただきました。

各委員熱心にご議論いただき、とてもありがとうございます。刑事事件に係る案件だけではなく、虐待防止として幅広くご検討いただく方向です。

次回は 2 月 15 日（月）午後 5 時からで、具体的な検討スケジュールを話し合ってください。